

別紙

諮問第1594号

答 申

1 審査会の結論

「犯罪捜査規範の実施細目について」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「微罪処分の指定罪種、適用範囲、処理手続等を定めた文書」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、警視総監が令和3年4月8日付けで行った一部開示決定（以下「本件一部開示決定」という。）について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件一部開示決定は、適正かつ妥当なものである。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件審査請求は、令和4年1月13日に審査会に諮問された。

審査会は、実施機関から令和4年8月22日に理由説明書を收受し、同年9月29日（第203回第三部会）及び同年10月27日（第204回第三部会）に審議した。

（2）審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書及び反論書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 微罪処分について

刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）246条は、「司法警察員は、犯罪の捜査をしたときは、この法律に特別の定めのある場合を除いては、速やかに書類及び証拠物とともに事件を検察官に送致しなければならない。但し、検察官が指定した事件については、この限りでない。」と定め、司法警察員から検察官への事件送致を義務付けている一方、ただし書において事件送致の例外について規定している。

また、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）198条においても、「捜査した事件について、犯罪事実が極めて軽微であり、かつ、検察官から送致の手続をとる必要がないとあらかじめ指定されたものについては、送致しないことができる。」と定めている。

微罪処分は、送致事件の特例として、前述した刑事訴訟法及び犯罪捜査規範を根拠とする不送致処分であり、実施機関によると、微罪処分が定められている趣旨は、一定の軽微な事件について、事件処理を簡略化して事務負担の軽減を図り、他の重要事件に振り向けること等にあるとのことである。

微罪処分をすることができる事件の指定については、各地方検察庁の検事正が、管轄する各都道府県警察の管内実態に応じてそれぞれ判断し、決定しているため、全ての都道府県において同一の罪種、基準であるとは限らない。

実施機関では、東京地方検察庁検事正の指示に基づき、「犯罪捜査規範の実施細目について」（平成15年4月1日通達甲（副監．刑．総．指）第6号。以下「本件対象公文書1」という。）及び「微罪処分取扱事務の適正な運用について」（昭和54年11月21日通達甲（刑．総．指1）第9号。以下「本件対象公文書2」という。）を定め、微罪処分の運用を行っているものである。

#### イ 審査会の審議事項について

実施機関は、本件開示請求に対して、本件対象公文書1及び2を特定し、本件対象公文書1に記載された情報のうち、「犯罪捜査規範実施細目の別記様式第9号の非開示とした部分」は条例7条4号及び6号に該当し、本件対象公文書1及び2に記載された情報のうち、「上記以外の非開示とした部分」は同条4号に該当するとして、それぞれ当該部分を非開示とする本件一部開示決定を行った。

審査請求人は、審査請求書において、「上記以外の非開示とした部分」のうち、本件対象公文書1中の「第198条関係（微罪処分のできる事件）」（以下「本件非開

示情報」という。)について開示を求める旨、主張している。

そのため、審査会は、本件諮問について、本件非開示情報の非開示妥当性についてのみ審議することとする。

#### ウ 本件非開示情報の非開示妥当性について

審査請求人は、微罪処分が適用される罪種（以下「指定罪種」という。）が何であるかに関する情報は、条例7条4号の「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある」とは無関係の情報と考えられると主張する。

また、審査請求人は、法務省が作成する犯罪白書の平成30年版において、刑法犯のうちの微罪処分人員の罪名別構成比等が公表されていることから、政府が、指定罪種自体の公表について、「公共安全を害する」ことになるとは考えていない旨、主張する。

本件非開示情報を公にすることについて、実施機関は、特定事件に関して、指定罪種及びその判断の基準が明らかになり、その結果、犯罪を企図する者等が、指定罪種及び基準の範囲内であれば処罰されないと考え、当該罪種及び基準にとどまる範囲内での犯罪行為に及ぶなど、犯罪を助長するおそれがある旨、説明する。

また、実際に犯罪行為をした者が、指定罪種及び基準に該当するように虚偽の申立てや弁解をするなどの罪証隠滅を企てることを誘発するなど、適正な捜査の遂行に支障を及ぼすおそれがある旨、説明する。

審査会が見分したところ、本件非開示情報は、実施機関が取り扱う成人の被疑事件に関する指定罪種及び基準についての具体的な記載であり、同情報を公にした場合の前記実施機関が説明する支障は首肯できるものである。

次に、審査請求人の主張する、平成30年版犯罪白書における指定罪種の公表について検討する。

審査会が確認したところ、平成30年版犯罪白書の当該部分は、法務省法務総合研究所が、警察庁刑事局の資料を引用し、平成29年の微罪処分人員数を罪名別、年齢層別にまとめた表であった。

同様に、警察庁のホームページでは、各年の犯罪発生状況について集計した「罪種別 身柄措置別 送致別 検挙人員」の表において、微罪処分の検挙人員数が、

罪種別及び身柄措置別に公表されており、平成29年における数値は、前記犯罪白書における数値と一致した。

しかし、これらの表の数値は、警察庁が全国の都道府県警察本部から報告された資料により集計したものであり、全国における数値であると認められる。そのため、同表に記載されている罪種については、特定の都道府県における指定罪種を示したものは認められず、指定罪種も含めた同表に記載された微罪処分に係る情報について、実施機関における指定罪種及び基準と同一のものと認められるものではなかった。

以上のことから、本件非開示情報は、これを公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められるから、条例7条4号に該当し、非開示が妥当である。

#### エ 実施機関における微罪処分の運用について

審査請求人は、「適正手続の保障の観点からも「犯罪があるのに、処罰しない処分を警察だけの判断で可能とする。」ことには、慎重であるべきであるし、そのような重大な処分（検察官の不起訴処分に準ずる重大な処分）については、ルールの透明化は必要である。」と主張する。

しかし、犯罪捜査規範199条では、「前条の規定により送致しない事件については、その処理年月日、被疑者の氏名、年齢、職業及び住居、罪名並びに犯罪事実の要旨を1月ごとに一括して、微罪処分事件報告書（別記様式第19号）により検察官に報告しなければならない。」と定めている。

そして、本件対象公文書2によると、実施機関は、微罪処分を行ったときには、東京地方検察庁検事正に所定の様式により報告すること、及び微罪処分をすることが適当とされる事件であっても、特に検察官から送致の指示を受けた場合には、送致書、供述調書等必要な書類を作成して送致することとされている。

これらのことを踏まえると、微罪処分については、実施機関による恣意的な運用がなされないように事務の手続が定められているものと認められることから、審査請求人の前記主張は採用することはできない。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亜、徳本 広孝、竇金 敏明、峰 ひろみ